

令和元年6月4日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16981

研究課題名（和文）受刑者の社会復帰に資する憲法学解釈の刷新－国際人権法に基づく司法の関与の検討

研究課題名（英文）The renovation of the constitutional law theory which contribute to prisoners' rehabilitation: An examination of the influence of judicial branch based on international human rights law

研究代表者

河合 正雄 (Kawai, Masao)

弘前大学・人文社会科学部・講師

研究者番号：90710202

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：主として非人道的な取扱いなどを禁じたヨーロッパ人権条約3条に着目して、仮釈放の可能性を認めない無期刑や刑事施設内の処遇環境に関するヨーロッパ人権裁判所の判例法理の展開や理論動向を分析し、受刑者の権利保障に資する判断枠組みのあり方を考察した。加えて、受刑者処遇法の領域で国際人権法規範を参照する意義について、日英の実情を踏まえて検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第1に、仮釈放の可能性を著しく制限した無期刑は自由刑の主要目的である社会復帰処遇の放棄に等しいことや、再犯可能性の評価は将来の予測を前提になされる点で、無期刑受刑者の仮釈放審査は社会復帰処遇の展開が見込まれうる一定年限経過後に定期的に行う必要があることを示した。

第2に、拷問の禁止などの絶対的保障が及ぶ人権規定を根拠として刑事施設内の処遇環境に関する最低基準を定立することは、被収容者の人権保障にとって一定の意義があることを示した。

研究成果の概要（英文）：I took notice of the Article 3 of the European Convention on Human Rights which prohibits 'inhuman or degrading treatment or punishment'. I mainly examined the development of the case law of the European Court of Human Rights regarding to the cases on whole life sentences without parole and conditions of the penal institutions, with a view to analyzing the framework which may contribute to prisoners' rights and liberties. Besides, I investigated the significance of the international human rights law in penal institutions on the bases of the penal policy in Japan and UK.

研究分野：公法学

キーワード：ヨーロッパ人権条約3条 無期刑受刑者 刑事施設内の処遇環境 国際人権法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

被収容者の権利・自由の制約が余りにも広範かつ瑣末な点にまで及び日本の刑事収容施設の現状に対して、日本の憲法学は大きな関心を抱いてこなかった。刑事収容施設被収容者は国家権力と直接対峙する関係にあるにもかかわらず、刑事収容施設被収容者の権利論を専門とする憲法研究者は皆無に等しく、憲法学はできる限り彼らの権利・自由を制限すべきではないことを一般論として論じるにとどめている。

このような状況は、個人の実効的な権利・自由の保障に寄与すべき憲法学の姿勢として問題がある。受刑者を例にとれば、「拘禁の確保」、「規律秩序の維持」および「社会復帰」という一般に彼らの権利・自由の制約となりうる収容目的から、それぞれ具体的にどの種類の権利がどの程度制約を許容されうるかを個別に検討するなど、被収容者に対する権利・自由の著しい制約に対して説得力ある疑義は呈されていない。また、一般に重要な権利でありながら受刑者に対する制約が疑問視されにくい権利・自由について、憲法学は沈黙していた感は否めない。例えば、全受刑者の選挙権を剥奪する公職選挙法 11 条 1 項 2 号を違憲とした大阪高裁判決(大阪高判 2013 年 9 月 27 日判時 2234 号 29 頁・確定)は、廃止立法不作為が国賠法上違法とならない理由の 1 つに、同条号が違憲であることが憲法学の通説や多数説を占めていない点を挙げた。これは、少数者の人権保障を憲法学の重要な課題とする立場からすると、恥ずべき事態である。

この点で、ヨーロッパでは、ヨーロッパ人権裁判所が身体的自由及び安全に対する権利を保障したヨーロッパ人権条約 5 条や公正な裁判を受ける権利を保障した同条約 6 条などの手続的権利規定を中心に積極的な判断を示して久しく、受刑者訴訟において一定の役割を果たしている。ヨーロッパ人権裁判所判例法理は国際人権 B 規約の重要な解釈指針の 1 つであり、日本法を解釈する上でも有用である。確かに近年、イギリスを例にとれば、とりわけ受刑者やテロリズム対策関連の事案で、ヨーロッパ人権裁判所が彼らに有利な判断を示すことに対する反発が強まり、同裁判所の判決が長らく履行されない事案が見られるなど、国際人権機関による積極的な人権保障の推進に黄信号が灯って久しい現象もみられる。しかしながら、日本の刑事施設被収容者の人権保障水準に照らし合わせれば、ヨーロッパ評議会を参照する有用性は未だに大きな意義がある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、受刑者の円滑な社会復帰の促進を大きな目標に据え、拷問や非人道的な取扱いなどを絶対的に禁じたヨーロッパ人権条約 3 条など実体面を保障した条文の発展的解釈に着目して、主としてヨーロッパ人権裁判所の判例法理の展開や理論動向を分析し、受刑者の権利保障に資する判断枠組みのあり方を考察することにある。本研究では、主として以下の点に焦点を合わせる。

(1) 日本の無期刑受刑者の拘禁期間の長期化や、長期収容が円滑な社会復帰を阻害する点を踏まえ、無期刑がヨーロッパ人権条約 3 条に抵触する刑罰に該当する可能性を検討・分析し、長期収容や厳罰化政策の限界を探る。

(2) 日本の刑事収容施設の処遇環境や権利・自由の保障水準が一般社会からかけ離れていることを念頭におき、ヨーロッパ人権条約 3 条を 1 つの着眼点に据え、より適切な処遇環境の実施に向けた司法的介入のあり方について探る。

### 3. 研究の方法

本研究の目的は、ヨーロッパ人権裁判所等の判例を分析し、いかに司法機関が受刑者の円滑な社会復帰の実現に資する判断を行いうるかを解明することにある。本研究は、受刑者訴訟をめぐるヨーロッパ人権裁判所の判例法理の展開や理論動向を、判例、学術論文や公的機関の文書等によって分析する。具体的には、主として以下の点に着目する。

(1) 仮釈放の可能性を認めない無期刑のヨーロッパ人権条約 3 条適合性が争われた 2010 年代以降のヨーロッパ人権裁判所判決に焦点を当て、判例法理の展開を追う。

(2) 刑事施設内の処遇環境のヨーロッパ人権条約 3 条適合性をめぐるヨーロッパ人権裁判所判例法理を、同裁判所が一定の頻度で参照するヨーロッパ拷問等防止委員会等の諸文書をも参照し、適正な処遇水準のあり方を考察する。

### 4. 研究成果

3 年間で達成することのできた研究内容は以下の通りであり、(1) から (4) の領域で研究活動を進め、研究成果を公表した。

#### (1) 仮釈放の可能性を認めない無期刑

ヨーロッパ人権裁判所は 2013 年 7 月に、拷問や非人道的な取扱い等を絶対的に禁じたヨーロッパ人権条約 3 条の解釈に、受刑中の社会復帰処遇の進展可能性や人間の尊厳の要請を読み込み、仮釈放の可能性を認めないイギリスの絶対的無期刑に対して、同条は一定期間の服役後に仮釈放可能性を求めているとの判断を下した。イギリスの国内法規は、絶対的無期刑の仮釈放要件を、死期が迫っているか寝たきりなどの状態にある、再犯可能性がほとんどない、拘禁が死期を早める、治療体制が整っている、かつ仮釈放が本人か家族に大きな利益をもたらす場合のすべてを満たす場合に限定しており、拘禁の継続が同条約 3 条上禁じられる非人道的又は品位を傷つける取扱いに達した場合に仮釈放が認められるかが定かではないとして、同条違反を認定した

(Vinter and others v UK)。しかし、同種の事案でヨーロッパ人権裁判所は2015年2月に、国内法規の解釈は一義的には国内裁判所が適しており、当初の量刑を正当化できなくなる例外的事情がある場合には、国内法規の文言に関わらず絶対的無期刑受刑者の仮釈放可能性が認められるとした2014年2月のイギリス控訴院判決に従って、イギリスの絶対的無期刑のヨーロッパ人権条約3条違反を否定した。この判断は、2017年2月の大法廷判決でも維持された(Hutchinson v UK)。

2013年7月のヨーロッパ人権裁判所判決(上述)を受けたイギリスの国内法規の改正が行われていないにもかかわらず、ヨーロッパ人権裁判所がわずか数年でイギリスに対するヨーロッパ人権条約違反判決を覆したことは、厳罰化政策への支持に加えて反ヨーロッパ感情が渦巻くイギリス国内の状況を斟酌したことが推測される。ヨーロッパ人権裁判所による人権保障に積極的なヨーロッパ人権条約の解釈に抵抗感を示すイギリス国内裁判所との「対話(dialogue)」の結果、ヨーロッパ人権裁判所が人権保障水準を事実上後退させたと解釈し得る点や、ヨーロッパ人権条約3条の解釈の発展可能性に関する判例法理の展開などから考察を加えた。これらの点に関する研究成果を、「5. 主な発表論文等の〔図書〕」として刊行した。

また、上述の2013年7月のVinter and others v UK事件大法廷判決を題材として評釈・検討した「国際人権法の視点を採り入れた受刑者の実効的な権利保障に向けて」(河合正雄代表、若手研究(B)(2014-2015年度、研究課題番号:26780008))の研究成果について、2017年1月のHutchinson v UK事件大法廷判決が、2015年2月の同事件小法廷判決を維持し、2017年6月にヨーロッパ評議会閣僚委員会が執行監視任務を終了させたことなどの点を加筆修正した「5. 主な発表論文等の〔図書〕」が刊行された。

## (2) 刑事施設内の処遇環境

ヨーロッパ人権裁判所は、刑事施設内の処遇環境に関して、共同室の被収容者1人あたりの床面積の広さや施設内の衛生環境、昼夜間独居拘禁・裸体検査・常時監視の継続期間等に着目して、ヨーロッパ人権条約3条違反を認定している。例えば、ヨーロッパ人権裁判所判例法理は、被収容者1人あたりの床面積が3㎡を下回る共同室に収容する場合はそれ自体で同条約3条違反の強い推定が働き、1人あたりの床面積が3-4㎡の共同室に収容する場合は戸外運動、自然光、換気、温度、プライバシーを保つことのできるトイレ及び基本的な衛生環境の確保等が不適切な場合に同条約3条違反が認定されるとする基準を定立させている。このように、国際人権機関がある程度典型的な基準を示した上で、施設内処遇について実体面から条約違反を認定する手法は、各国に対して刑事施設内の生活環境の改善を促す上で大きな意義がある。

そこで、刑事施設内の処遇環境のヨーロッパ人権条約3条適合性が論点となった事件における判例法理の展開について、共同室の被収容者1人あたりの床面積、衛生環境、昼夜間独居拘禁、裸体検査及び常時監視が争点となった事件に着目した。その際、日本の刑事施設における居室内の詳細にわたる行動制限や昼夜間厳正独居等の改善可能性などを念頭に置きつつ、2006年ヨーロッパ刑事施設規則やヨーロッパ拷問等防止委員会が示す諸基準等も参照し、刑事施設被収容者に対する処遇の劣悪さや過酷さがヨーロッパ人権条約3条に抵触する可能性を検討・分析し、「5. 主な発表論文等の〔雑誌論文〕」を刊行した。

## (3) 刑事施設における国際人権法規範の参照意義

一般に政治部門や世論の支持を得ることが容易ではない刑事施設内の処遇水準を改善するためには、司法府の一定の積極的な判断が重要な牽引力の1つとなる。近年の一部の最高裁判決・決定(最大判2008年6月4日民集1367巻62号6頁、最大決2013年9月4日民集1320巻67号6頁など)が示すように、受刑者の権利・自由により一定の判断の蓄積がある国際人権法を参照することは、司法府が刑事施設被収容者の権利・自由により親和的な判断を行う契機となり、彼らの権利保障にとって有力な理論的根拠の1つとなる。

この点について、イギリスがストラスブールの諸判決や勧告を事実上無視し続け(2005年10月のHirst v UK (No.2)判決以降の受刑者の選挙権をめぐる諸判断)、ヨーロッパ人権裁判所自身が国内裁判所との「対話」によって受刑者の権利保障水準を事実上後退させたと解釈しうる事例(4. 研究成果(1)参照)が示すように、イギリスにおいてもヨーロッパ人権裁判所が求める権利保障水準の国内実施が困難化している現象が見られる。

しかし、今後の関係が懸念されるイギリスとストラスブールの関係について、少なくとも受刑者訴訟の文脈からすると、イギリス国内の反ヨーロッパ感情を考慮しても国際人権法規範の参照強度を弱めるべきではなく、ヨーロッパ人権条約を部分的に国内法化した現行の1998年人権法の枠組を維持すべき意義がある点を検討し、「5. 主な発表論文等の〔学会発表〕」で報告した。また、この報告に加筆修正を加えたものを、「5. 主な発表論文等の〔雑誌論文〕」として刊行した。

## (4) 懲罰手続の適正化

2003年10月のEzeh and Connors v UK事件大法廷判決は、拘禁日数を最大42日間加算するイギリスの拘禁日数付加罰(an award of additional days)は刑罰に相当するため、公正な裁判を受ける権利を保障したヨーロッパ人権条約6条上の適正手続保障が及ぶとして、懲罰審理時に弁護士の出席を拒否したまま懲罰を科した点に対して、公正な裁判を受ける権利を保障し

たヨーロッパ人権条約 6 条違反を認定した。同判決を題材として評釈・検討した「国際人権法の視点を採り入れた受刑者の実効的な権利保障に向けて」(河合正雄代表、若手研究(B) 2014-2015 年度、研究課題番号: 26780008) の研究成果について、懲罰権の行使という行刑運営の根幹に独立した法曹を関与させることの意義、拘禁期間の延長を伴う懲罰が存在しない日本に与える示唆などの点を加筆修正した「5. 主な発表論文等の〔図書〕」が刊行された。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

河合正雄「ヨーロッパ人権条約 3 条にてらした刑事施設内の処遇環境」  
人文社会科学論叢、査読なし、第 6 号 259-276 頁、2019 年

Masao KAWAI「Prisoners' Rights in Japan and the Reference to International Human Rights Law」  
人文社会科学論叢、査読なし、第 5 号 265-274 頁、2018 年

〔学会発表〕(計 1 件)

Masao KAWAI「Prisoners' Rights in Japan and the Reference to International Human Rights Law」  
第 5 回日英比較憲法セミナー、2017 年

〔図書〕(計 1 件)

小畑郁・江島晶子・北村泰三・建石真公子・戸波江二編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』  
河合正雄「18 受刑者の懲罰手続の公正 受刑者の懲罰手続と公正な審理を受ける権利 エゼ  
およびコナーズ判決」  
河合正雄「36 絶対的無期刑と条約 3 条 仮釈放の可能性のない無期刑は条約 3 条に反する  
ヴィンター判決」  
信山社、査読有り、127-130 頁・215-219 頁、2019 年

河合正雄「絶対的無期刑は非人道的な刑罰か ヨーロッパ人権条約 3 条の視点から」  
工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斎藤一久編集『戸波江二先生古稀  
記念 憲法学の創造的展開 下巻』  
信山社、査読なし、223-240 頁、2017 年

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等：なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施  
や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解  
や責任は、研究者個人に帰属されます。